

被扶養者認定申告書添付書類

[別表1]

届出事由	添 付 書 類		参 考		
	普通認定者（扶養手当を受給する者）	特別認定者（扶養手当を受給しない者）	事由発生年月日	認定日	
				事由発生日から 30日以内の届出	事由発生日から 31日以上 届出
出 生	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため） 2 個人番号報告書（番号1号）		出生日	出生日	
結 婚	1 戸籍謄本の写（事実婚の場合は住民票の写）（注1） 2 退職日を証明する書類 3 雇用保険の受給に関する証明書（扶養手当申請時に使用したものの写で可） （証明内容が「手続きをしていない（受給可能性あり）」 または「失業状態でない」の場合には、加えて申立書） 4 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 5 個人番号報告書（番号1号）	20歳から59歳の 配偶者の認定	婚姻日	婚姻日	
退 職	1 退職日を証明する書類 2 雇用保険の受給に関する証明書（扶養手当申請時に使用したものの写で可） （証明内容が「手続きをしていない（受給可能性あり）」 または「失業状態でない」の場合には、加えて申立書） 3 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 4 個人番号報告書（番号1号）		退職日の翌日	退職日の翌日	
雇用保険受給終了	1 雇用保険受給資格者証の写（受給終了日が印字されたもの） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	左記の書類 ＋ 国民年金第3号 被保険者関係届	雇用保険受給期間の最終日の 翌日	雇用保険受給期間の最終日の 翌日	
雇用条件変更による 給与収入の減少	1 雇用条件変更を通知された日を証明する書類 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）	＋ 年金手帳等の基礎 年金番号記載部分 の写	雇用条件変更を通知された日	雇用条件変更を通知された日	
給与収入の減少 （不安定収入）	1 給与明細の写又は事業主の月別支払証明（3か月分） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 3 個人番号報告書（番号1号）		3か月平均で月額の限度額を 超えなくなった月の給料日の 翌日	3か月平均で月額の限度額を 超えなくなった月の給料日の 翌日	申告書受理日
扶養替え	1 健康保険被扶養者資格喪失証明書 （組合員同士の場合は取消申告書の写で可） 2 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） （組合員同士の場合は不要） 3 個人番号報告書（番号1号）		被扶養者資格喪失日	被扶養者資格喪失日	
同居による 生計維持関係発生	1 世帯全員の住民票の写（注） 2 個人番号報告書（番号1号）		同居した日	同居した日	
新規採用 （共済組合加入歴無者）	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 2 個人番号報告書（番号1号）		採用日	採用日	
転 入 （共済組合加入歴有者）	1 認定を希望する者の住民票の写（国内居住要件の確認のため）（注1） 2 個人番号報告書（番号1号）		採用日	採用日	
転 入 （共済組合から引続者）	1 他共済、他支部での被扶養者資格が確認できる書類の写（注2） 2 個人番号報告書（番号1号）	左欄と同じ	採用日	採用日	

（注1）発行後6か月以内のものを提出してください。なお、児童手当の申請等で原本を使用する場合は、コピーでも差し支えありません。（原本証明不要）
同一世帯に属することを要する者が普通認定の手続きを取る場合には、上記の住民票の写しの代わりに住民票の謄本（コピーでも可）を添付してください。
（注2）被扶養者資格が確認できる書類の写とは、資格確認書の写、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から1カ月以内であるものに限る。）
◆上記の届出事由以外で扶養認定を希望する場合は、公立学校共済組合長野支部共済係（TEL:026-235-7445）に相談してください。

特別認定者（扶養手当を受給しない者）の添付書類
（この他に別表1で定める認定事由別の添付書類を添付）

【別表2】

○必ず提出
△該当者のみ提出

添付書類 認定者の 身分関係による区分			（扶養 理由 2号） 申立書	対 象 者 の 所 得 を 証 明 （注1）	共 同 扶 養 義 務 者 の 所 得 を 証 明 （注2）	組 合 員 の 所 得 を 証 明 （注2）	在 学 証 明 書 （注3）	住 民 票 の 謄 本 （注4）	組 合 員 と の 続 柄 を 証 明 （注5）	扶 養 手 当 を 受 給 し て い な い 理 由 書 （注6） （扶養3号）	別 居 者 の 扶 養 認 定 に 係 る 判 定 票 （注7）
同一世帯に属することを要しない者	配偶者	配偶者		○					○		△
		事実上の配偶者と認められる者		○				○			△
	子孫兄弟姉妹	22歳未満	○	△ 前年度中学生以下は不要	△	△			○	△	△
		22歳以上	○	○	△	△			○		△
	父母・祖父母	60歳未満	○	○	△	△			○		△
		60歳以上	○	○	△	△			○	△	△
	学生上記であるものの	学生（各種学校を含む）	○	△ 前年度中学生以下は不要	△	△	△		○	△	
		定時/通信/夜間課程の学生	○	△ 前年度中学生以下は不要	△	△	△		○	△	△
同一世帯に属することを要する者	3親等内の親族の上記の者を除く者		○	○	△	△		○	○		
	事実上の配偶者と認められる者の父母及び子		○	△ 中学生以下は不要	△	△		○	○		
	学生上記であるものの	学生（各種学校を含む）	○	△ 中学生以下は不要	△	△	△	○	○		
		定時/通信/夜間課程の学生	○	△ 中学生以下は不要	△	△	△	○	○		

- （注）1 所得証明書又は住民税税額通知書の写（当該通知に記載されている所得以外の所得がない場合に限る。）を提出。
給与収入のみの者の場合は、認定申告書の所定の欄にチェックをした上で、労働条件通知書で替えることができる。
事業所得や不動産所得がある場合には、加えて確定申告書（控）の写及び収支内訳書（青色申告決算書）（控）の写を提出。
年金を受給している場合には、加えて直近の改定通知書又は振込通知書の写を提出。年金は、企業、財形、老齢、遺族、障害、積立など、すべてを含む。
- 2 共同扶養義務者（例：子にあっては配偶者、父（母）にあっては母（父）、孫にあっては配偶者と孫の父母）が組合員の被扶養者でない場合に、所得を証明する書類を提出。ただし、共同扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は不要。
なお、ここでいう「所得を証明する書類」とは1に記載のものを指すが、当該書類に記載の収入と現状が大きく乖離する場合は、加えて現在の給与明細や雇用契約書等を確認し、今後1年間の収入を見込むこと。
- 3 認定する年度の証明書とする。義務教育以下・同居の高校生は不要。
- 4 事実婚及び同一世帯に属することを要する者を認定する場合のみ提出。（発行後6か月以内のもの）
- 5 戸籍謄本または住民票の写しを提出。【別表1】において住民票の写しを提出している場合はそれをもって代用できるが、住民票の写しで確認できない続柄の場合は戸籍謄本を提出。（発行後6か月以内のもの）
- 6 扶養手当を受給していない理由が、「育児休業中」、「再任用」、「会計年度任用職員」以外の場合に提出。
- 7 別居者を認定する場合に提出。
- ※ 上記書類の他、支部長が必要とする書類を添付する。

被扶養者取消申告書添付書類

[別表3]

届出事由	添付書類	参 考		備 考
		事由発生年月日	取消年月日 (届出日に関わらず事由発生日と同日)	
就 職	1 事業主の就職証明書又は採用辞令の写(注) 2 資格確認書の写 ※どちらかの添付で可。	就職日	就職日	
他制度への加入	1 事業主の就職証明書又は他制度へ加入したことのわかる通知の写(注) 2 資格確認書の写 ※どちらかの添付で可。	他制度へ加入した日	他制度へ加入した日	
死 亡	1 埋火葬許可証の写(注)	死亡日の翌日	死亡日の翌日	
離 婚	1 戸籍謄本の写(発行後6か月以内)	協議離婚:届出日の翌日 調停離婚:調停成立日の翌日	協議離婚:届出日の翌日 調停離婚:調停成立日の翌日	
雇用保険受給開始	1 雇用保険受給資格者証の写 (受給開始日が印字されたもの)	雇用保険受給開始日	雇用保険受給開始日	
雇用条件変更による 給与収入の増加	1 雇用条件変更を通知された日を証明する書類	雇用条件変更を通知された日	雇用条件変更を通知された日	
給与収入の増加 (不安定収入)	1 給与明細の写又は事業主の月別支払証明	3か月連続して月額の限度額を超えた月の翌 月初日又は年額の限度額を超えた月の給料日	3か月連続して月額の限度額を超えた月の翌 月初日又は年額の限度額を超えた月の給料日	給与収入を毎月把握してい ない場合、給与明細等は最長で 過去2年分の提出が必要。
事業所得等の増加	1 確定申告書(B票)控の写 2 収支内訳書控又は青色申告決算書控の写	確定申告書受付日 (受付日不明の場合は確定申告期限の末日)	確定申告書受付日 (受付日不明の場合は確定申告期限の末日)	
事業所得等の増加 (契約による場合)	1 契約書の写	契約書締結日	契約書締結日	契約に基づき年額の所得が把 握できる場合。
公的年金収入の発生 又は増加	1 年金、恩給等の裁定通知書又は改定通知書の写	年金額裁定通知書又は改定通知書の受理日	年金額裁定通知書又は改定通知書の受理日	
扶養替え	1 新保険証の写(有効期限を経過していないものに限る)又は資格 確認書の写(注) (組合員同士の場合は認定申告書の写で可)	被扶養者資格取得日	被扶養者資格取得日	
同居を要件とする者 との別居	1 別居した者の住民票の写又は戸籍の附票(発行後6か月以内)	別居した日	別居した日	
生計維持関係解消	1 生計維持関係解消に関する申出書(扶養4号) (生計維持関係を解消した日＝国保へ加入する日)	申出日	申出日	共済組合に相談してくださ い。

※(注)情報連携により省略可能(申告書余白に「情報連携の利用により添付書類省略」と明記すること。)

※上記の届出事由以外で扶養認定を希望する場合は、公立学校共済組合長野支部共済係(TEL:026-235-7445)に相談してください。

父母の被扶養者資格認定の判断基準

[別表4]

	父又は母 (A)	Aの配偶者 (B)	判 定 認定可は○印・認定不可は×印	
			(A)	(B)
父母共に年間 限度額130万の者	130万円未満	130万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	×	△ (注)
	130万円以上	130万円以上	×	×
父母いずれかが年間 限度額180万の者	(年間限度額180万の者) 180万円未満	130万円未満	○	○
	(//) 180万円以上	130万円未満	×	△ (注)
	(//) 180万円以上	130万円以上	×	×
父母共に年間 限度額180万の者	180万円未満	180万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	×	△ (注)
	180万円以上	180万円以上	×	×

(注) △については、主として組合員の収入により生計を維持している場合は、被扶養者として認定できる。

国内居住要件の例外に該当することを確認する添付書類

[別表5]

例外該当事由	添付書類 (いずれか一つを提出)
(a) 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
(b) 外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
(c) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
(d) 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、上記外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
(e) その他渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断（共済組合に連絡してください。）

※日本国内に住所がなく、住民票の写しが提出できない場合であって、国内居住要件の例外に該当するときは、この添付書類を提出するとともに申告書にその旨を記載する。

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する。